

契約番号： 一

第1条（業務内容）乙は甲に対し、人材の募集・探索・調査・面接・選考・労働条件の決定等に関するコンサルティング業務一式を行う。

第3条（人材紹介コンサルティング料）人材紹介コンサルティング料は、甲と採用決定者が合意した賃金の年間総額（月次給与の12ヶ月分及び通勤費以外の全ての諸手当、理論上の通年賞与、合計額を含む）の30%（消費税別）とする。

第5条（人材紹介コンサルティング料の返還）採用決定者が甲に入社後自己都合により退職または甲の就業規則に基づく解雇（以下総じて「退社等」という）に至った場合、乙は甲からの請求に基づき、甲に次のとおり人材紹介コンサルティング料を返還する。

入社後 3 ヶ月以内の退社等：人材紹介コンサルティング料の 50%（消費税別）

但し、退社等が甲の採用決定者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する場合及び甲の法令違反行為に起因する場合はこの限りではない。

第7条（本契約の有効期間）本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに甲または乙より本契約を終了ないし内容を改訂したい旨の申し出がなければ、本契約は同一条件によりさらに1年間延長するものとし、以降も同様とする。

第8条（契約の終了）第7条の規定により本契約が改訂された場合、本契約は甲乙間で新たに結ぶ新契約書記載の契約締結日に終了する。

但し、第 4 条、第 5 条及び第 6 条の規定は本契約終了後も有効に存続するものとする。

本契約書成立の証として本書 2 通を作成し甲乙記名捺印の上、各自 1 通を保有するものとする。

年            月            日

(住所)

甲

(法人名)

(氏 名)

(住 所) 神戸市中央区三宮町 2-7-4

乙

(法人名) 株式会社SRC

(厚生労働大臣許可) 人材紹介：28-ユ-300047

(氏 名) 代表取締役 大谷 亮太